主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人原田香留夫の上告趣意第一は、違憲をいうが、刑法一八条が憲法一三条、 一四条に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和二四年(れ)第一八九 〇号、同二五年六月七日大法廷判決、刑集四巻六号九五六頁)の趣旨に徴し明らか であるから、同一三条、一四条違反の主張はその理由がなく、また右刑法一八条の 規定する換刑処分は、当該罰金等完納不能者に対する特別の執行方法であつて(右 大法廷判決参照)、同一の犯罪について重ねて処罰するものでないから、憲法三九 条違反の主張は、その前提を欠き、上告適法の理由とならない。

同第二は事実誤認、同第三は審理不尽、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、同四〇五条の上 告理由に当らない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四〇八条により裁判官全員―致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三六年一二月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_
裁判官	山	田	作之	助